

# 官報

號外

昭和十六年二月十五日

## ○第七十六回 貴族院議事速記録第十三號

帝國議會

昭和十六年二月十四日(金曜日)午前十時十二分開議

議事日程 第十三號

昭和十六年二月十四日

午前十時開議

第一 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二 健康保險法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 國稅徵收法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第四 關稅法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第五 關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ各特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ關スル經費等ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第六 木炭需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第七 借地法中改正法律案(政府提出)

第八 借家法中改正法律案(政府提出)

第九 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出)

第一讀會(續) 委員長報告

第一讀會(續) 委員長報告

第一讀會(續) 委員長報告

第一讀會(續) 委員長報告

官報號外 昭和十六年二月十五日 貴族院議事速記録第十三號 議長ノ報告 議員ノ請暇

第十 地方分與稅法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十一 船舶保護法案(政府提出)

議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

〔白木書記官朗讀〕

一昨十二日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

留萌鐵道株式會社及新瀉臨港開發株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

田名部運輸軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

富士身延鐵道株式會社及白棚鐵道株式會社所屬鐵道買收ニ關スル法律案

大正九年法律第五十六號中改正法律案

軍機保護法中改正法律案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

陸軍軍法會議法中改正法律案

海軍軍法會議法中改正法律案

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

地方分與稅法中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵德川 賴貞君

副委員長 男爵加藤 成之君

刑法中改正法律案特別委員會

委員長 小山 松吉君

副委員長 子爵高木 正得君

船舶保護法案特別委員會

委員長 山川 端夫君

副委員長 男爵深尾隆太郎君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

大正二年法律第九號中改正法律案可決報告書

昭和十四年度歲入歲出總決算、昭和十四年度各特別會計歲入歲出決算審査報告書

昭和十四年度國有財產增減總計算書審査報告書

請願文書表(第四回報告)

昨十三日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

無盡業法中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵池田 宣政君

副委員長 子爵牧野 康熙君

國家總動員法中改正法律案特別委員會

委員長 子爵前田 利定君

副委員長 男爵大井 成元君

衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案特別委員會

委員長 公爵德川 家正君

副委員長 大塚 惟精君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

借地法中改正法律案可決報告書

借家法中改正法律案可決報告書

地方分與稅法中改正法律案可決報告書

船舶保護法案可決報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案

健康保險法中改正法律案

國稅徵收法中改正法律案

關稅法中改正法律案

關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ各特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ關スル經費等ニ關スル法律案

木炭需給調節特別會計法中改正法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律案

同日內閣總理大臣ヨリ左ノ通第七十六回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏省所管事務政府委員

國民貯蓄獎勵局長 栗原 修君

遞信省所管事務政府委員

海運監理局 松永 忠男君

米田富士雄君

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

宣報號外 昭和十六年二月十五日 貴族院議事速記録第十三號

借地法中改正法律案外二件 第一讀會ノ續

一三四

昭和十六年二月十三日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

借地法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十六年二月十三日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

大正二年法律第九號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十六年二月十二日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

借地法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十六年二月十二日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

借地法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十六年二月十二日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

借地法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十六年二月十二日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

借地法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十六年二月十二日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

借地法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十六年二月十二日

委員長 子爵秋月 種英

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

借地法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

其ノ御考ガ現レマシクモノト推察致サレマ

シテ、誠ニ感入リマシク次第ゴザイマ

ス、此ノ兩法案ハ住宅問題ニ直接關係ガゴ

ザイマスノデ、特ニ厚生省ヨリ、我が國ノ

目下ノ住宅ノ現狀並ニ其ノ對策ニ付キマシ

テ、詳細ナ御説明ヲ求メマシク、デゴザイ

マス、兩改正法律案ノ提出ノ理由ハ、既ニ

本議場ニ於キマシテ司法大臣カラ詳細ニ御

説明ニナツテ居リマスノデ省略サセテ裁キマ

スガ、指摘シテ申上ゲマスレバ、近隣借地、

借家ニ關シマシテ、當事者間ニ或ハ契約更

新ノ拒絶ニ基キ、或ハ解約ノ申出ニ原因致

シマシテ、紛擾ガ非常ニ増加致シマシテ、

社會問題トナリマシク、此ノ住宅問題

ニ關シマスレバ社會不安ト云フモノハ、目下非

常ニ何トカシテ早ク解決シナケレバナラ

イ、火ノ付イタクセウナ状態ニ在リマスノ

此ノ不安ヲ除去スル爲メ改正ガ立案サレマ

シクモノデゴザイマシテ、即チ契約ノ更新

ノ拒絶トカ、又ハ解約ノ申出ヲ、自ラ使用

スルコトヲ必要トスル場合其ノ他正當ノ事

出アル場合ニ限定セムトシモノデゴザイ

マス、左様少改正案ノ趣旨デゴザイマス

ノ、質問應答モ今申上ゲマシク、ウニ多岐

ニ互リマシク次第デゴザイマス、左様ナ次

第デゴザイマスノ、質問應答ノ詳細ナコ

トハドウカ速記ニ付テ御覽ヲ願ヒタイト存

ジマス、茲ニ一最モ御質問ノ集中致シマ

シク點ダケヲ御紹介申上ゲタイト存ジマス、

ソレハ法文ノ上ニ於キマシテ、兩法案トモ

「正當ノ事由アル場合」云々ト斯ウアリマス、

此ノ「正當ノ事由」ト云フコトノ解釋又ハ適

用ニ付テ、廣クモ解釋サレ又狭クモ解釋サ

レ、非常ニ疑ハシイ點モアリマス、色

色ノ實例ニ付テは御質問ガアリマシク、

デゴザイマス、ソレデ唯ドウ云フモノガ其

ノ「正當ノ事由」ノ中ニ入ルノデアアルカト

云フコトニ付キマシテ、政府當局ヨリ懇切

丁寧ニ御説明ニナツクノデゴザイマシテ、今

其ノ實例ノ簡條ダケヲ申上ゲタイト存ジマ

ス、ソレハ當然、正當ノ事由ヲ中ニ入ルベキ

モノト解釋サレマス例ト致シマシテ法文ニ

アリマス「自ラ使用スルコトヲ必要トス

ル場合」是ハ勿論デゴザイマスケレドモ、

其ノ他賃料ノ不拂ガアツク場合、土地ノ賃貸

借ニ於テ賃貸人ノ同意ヲ得ズニ土地ノ現狀ヲ

甚クシク變更スル場合、又賃借人ガ賃貸人

ノ同意ヲ得ズシテ建物ノ現狀ヲ甚クシク變

更スルカ、又賃貸人ノ同意ナク土地又ハ

建物ノ移轉ヲ爲ストカ又ハ讓渡ヲスルヤウ

ナ場合、又賃貸人ガ破産ノ宣告ヲ受ケタル

場合、是ハ當然ト思フテ居リマス、其ノ他

大體ニ於テ正當ノ事由ト認メラレ得ルヤウ

ニ思ハレル事項ト致シマシテ、土地又ハ建

物ヲ、自分ノ家族ニ使用サセルカ、又ハ

親族ニ使用サセル必要ガアル場合、又家族

ガ非常ニ増加致シマシテ分家ヲスル場合、

尤モ此ノ分家ト申シマシテモ、事實上ノ分

家ヲ申シマスノデハアリマセズ、事實上

ニ別ニ家ヲ持ツテ生活様式ヲ構ヘル、斯様ナ

意味デゴザイマス、マア是等ノ舉ゲマシク

ヤウナモノガ正當ノ事由ノ中ニ入ルモノト

解釋サレルヤウナ實例ト、政府ニ於テモ解

釋シテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ又此ノ

兩案ニ通ジマシテ、或ハ此ノ所有權ノ制限

トナルノ、ハナイダラウカト云フヤウナ、色

色ノ問題ガゴザイマシク、デゴザイマスケ

レドモ、特ニ申上ゲタイノハ、是ハ殆ド委

員諸君ノ全體ノ御意簡ノヤウニモ拜察サレ

タノデゴザイマシク、兩法案ガ、大正十

年ニ制定セラレマシク、此ノ度ノ改正

ノ理由ト同ジヤウニ、當時住宅問題ガ非常

ニ社會問題トナリマシテ、其ノ爲ニ色々

如何ハシイ問題ガ起リマシテ、ソレヲ何ト

カ法ヲ以テ弊害ヲ除去シナケレバナラナイ、

勿論當時民法ノ規定ニ依リマシテ萬事ガ解

決サレテ居リマシク、デスケレドモ、民法

ノ規定ト少シ異ク規定ヲ設ケテ之ヲ取締

ルノ必要アリ

ルノ必要アリ

ルノ必要アリ

ルノ必要アリ

ルノ必要アリ

ルノ必要アリ

ルノ必要アリ

ル必要ガ認ラレマシタノデ、民法ノ特別  
法トシテ本兩案ガ制定サレマシタノデゴザ  
イマス、其ノ當時ニ於キマシテ、本議場ニ  
於キマシテモ此ノ兩案ニ付キマシテハ、  
議論ガ加ヘラレマシテ、成ル程貸入ノ立  
場ヲ保護スル上ニ於テハ、必要アルケレド  
モ、或ハ其ノ結果貸入ノ御チ地主トカ家  
主ト云フ方面ニ或ハ反對ノ結果ガ生ズル  
デハナイダラウカ、斯様ナ意味ノ論争ガ續  
ケラレマシテ、本院ニ於キマシテモ相當問  
題ニナリマシタ、一種ノ社會立法デアッタ  
デゴザイマス、處方其ノ後本法ヲ施行セラ  
レマシタ結果ニ於キマシテ、皆御承知ノ  
通り、色々住宅問題ニ付キマシテ世間ニ如  
何ハシイ問題ガ起リマシテ、此ノ法律ヲモ  
ウ少シ完全ナモノニシテ、雙方共安心出来  
ルヤウ、ニシタ方ガ宜イデヤナイダラウカ、  
斯様ナ空氣ガアリマシタノデゴザイマス、  
左様ナ場合ニ本改正案ガ提出ニナリマシタ  
ノデ、一層此ノ意味ヲ深クシ強クスルト云  
フヤウナ改正デゴザイマスノデ、自然委員  
諸君ニ於カレマシテモ其ノ點ハ非常ニ憂慮  
サレマシテ、現在御承知ノ通り厚生省ニ於  
キマシテ、住宅問題ニ付キマシテハ住宅營  
團法トカ住宅組合法トカ云フヤウナ法律ヲ  
作シテ、此ノ問題ヲ解決セントスルヤウナ此  
ノ時ニ、ソレニ少シデモ差支ヲ生ズルヤウ  
ナ心配ノアル此ノ改正案ノハドウデヤウ  
ラウカ、マア斯様ナ御心持モ委員諸君ニア  
リマシタノデ、何トカシテ此ノ法律ノ上ニ  
於テ左様ナ心配ノナイヤウニ解釋適用ガ出  
來ヌモノデアラウカ、又出来得ベクンバ本  
法ノ上ニ於テ左様ナコトヲ明記シタ方ガ宜  
イノデヤナイダラウカ、ト云フヤウナ御意見  
モアリマシタノデ、其ノ點ヲ少シ申上ゲタ  
イト存ズルノデゴザイマス、ソレデ本法律  
ノ上ニ、左様ナコトヲ明記スルト云フコトガ  
出来ルカ出来ナイカト、斯様ナ御質問ガア  
リマシタノデゴザイマスケレドモ、司法省

當局ニ於カレマシテモ、其ノ點ハ深ク考ヘ  
ラレマシテ、懇切ニ丁寧ニ御説明ガアリマ  
シタノデゴザイマス、ソレニ依リマスト云  
フト、御承知ノ通り特別法ト云フモノハ、  
普通法ノ中ノ一部ノモノヲ別ニシテ特殊ナ  
規定ニナツテ居リマスト、此ノ特別法ヲ働  
カセマス上ニ於テハ、自然普通法モ同時ニ働  
カセマセスト云フト完全致シマセヌノデ、  
假ニ本法ニ於テ民法上ニ與ヘラレテ居リマス  
保護ノ規定ヲ之ニ設ケ得ルト致シマシテモ、  
多數ノ民法上ノ各條文ニ關係ガアリマスノ  
デ、ソレヲ全部コッチノ方ニ移スト云フコト  
ハ、是ハ絕對ニ出来マセヌノデ、其ノ中ノ最  
モ主ナモノダケデモ、ニ移スト云フコト  
ニナリマスト、其ノ點ハ宜イカ知レマセヌ  
ケレドモ、全體ニ於キマシテ法ノ體系ヲ紊  
スヤウナコトモアリマス、又適用ノ上ニ於  
テモ却テ地主ノ家主ニ對シテ不利益ナ状態  
ニナル虞ガアルノデ、是ハ左様ナコトハシ  
ナイ方ガ宜イダラウ、矢張りニ本建行シタ  
方ガ、法ノ適用上ニ於テ完全スル所ガアル  
ノダト、斯様ナ意味ヲ御丁寧ニ御説明ガア  
リマシタノデゴザイマス、其ノ他幾多ノ質問  
モゴザイマスケレドモ、速記ヲ御承知願ヒ  
マシテ省略致シタイト存ジマス、斯様ナ經過  
ヲ以テマシテ、委員會ハ昨日質疑ヲ打切りマ  
シテ終了致シマシタノデ、討論ニ入りマシタ  
ノデゴザイマス、討論ニ入りマシテ、委員諸  
君カラ、本案ハ可決スベキモノデアラ、贊成ヲ  
スル、併シナガラ此ノ法案實施ノ上ニ於テ  
ハ、隨分色々ナ危惧スベキ點モアリ、殊ニ  
善良ノ地主、地主ニ對シテ萎靡スルトノ  
ナイヤウニ注意シテ貰ヒタイモノデアラ、  
斯様ナ意味ノ御意見ヲ幾々御陳述ニナリマ  
シテ、本案贊成ノ御意見ガアリマシタノデ  
ゴザイマス、左様ニ致シマシテ採決ノ結果  
全會一致ヲ以テ可決相成リマシタモノデゴ  
ザイマス、而シテ一委員ヨリ希望決議ヲ附  
ケタイ、斯様ナ御發言トナリマシタノデ、

ソレヲ問題ニ供シマシテモ、是モ全會一致  
ヲ以テ可決相成リマシタモノデゴザイマス、  
今希望決議ヲ御讀取ル土、政府ハ兩法律  
案實施ニ當リ善良ノ地主及家族所有者ヲ  
シテ不安ノ念ヲ抱カシメタルヲ注意アラ  
ムコトヲ望ム、斯様ナ意味ノ希望決議案デ  
ゴザイマス、以上簡潔デゴザイマスケレド  
モ、兩案一括シテ委員會ノ經過ニ結果ヲ  
御報告致シマス次第デゴザイマス、次ハ大  
正二年法律第九號中改正法律案、是ハ御承  
知ノ通り裁判所ノ管轄區域ノ變更デゴザイ  
マシテ、此ノ裁判所管轄區域ハ、交通ノ關  
係或ハ市町村ノ合併、名稱ノ變更、其ノ他  
諸般ノ事情ニ依リテ、必要ニ應ジテ改正スル  
必要ガ起リマシテ、是迄屢々改正ニ相成リマ  
シタノデゴザイマス、今回モ同様ナ理由ニ  
依リマシテ改正スル必要ガ生ジマシタノデ、  
此ノ改正案ヲ提出サレマシタノデゴザイマ  
ス、此ノ案ニ付キマシテハ、或ハ此ノ法律  
案ニハ、新ラシク裁判所ヲ設ケルヤウナ場  
合ノ區域ヲシカモ豫想シテ居ルカト云フヤ  
ウナ、二三種メテ簡單ニ御質問ガアリマシタ  
ノデスケレドモ、討論採決ノ結果、全會一  
致ヲ以テ可決スベキモノト決定致シマシタ  
次第デゴザイマス、何卒此ノ三案ニ付キマ  
シテハ、委員會ノ決議通りドウカ可決御決  
定アラムコトヲ希望致シマシテ御報告ヲ終  
リタイト存ジマス

○議長(伯耆松平縣善若) 司法大臣ヨリ發  
言ヲ求メラレテ居リマス、柳川司法大臣  
○國務大臣(柳川平助君) 此ノ際、只今議  
題ニナツテ居リマス借地法中改正法律案、借  
地法中改正法律案ニ關シマシテ、政府ノ所  
信ヲ申上ゲテ御讀解ヲ得タイト存ジマス、  
此ノ兩案ノ委員會ニ於キマシテ、政府委員  
ヨリ屢々申上ゲテ居リマス通り、此ノ改正案  
ハ、住宅問題ニ關スル社會不安ヲ拂拭シ、  
社會生活ノ安定ヲ圖ラムトスルノデアリマ  
シテ、善良ナル地主ノ抑壓スル趣旨ヲ  
含ンデ居リマセヌコト云フ趣旨ハ、何處迄  
モ賃料延滞其ノ他ノ債務不履行ナキ借地人  
借家人ガ、單ナル更新ノ拒絶又ハ解約ノ申  
入ニ依リマシテ、其ノ住居ヲ失ヒ、日常生活  
ニモ差支ヲ生ズルト云フ事實ニ鑑ミマシ  
テ、之ヲ調整セムガ爲立案シタノデゴザイ  
マス、社會生活ノ安定ハ、政府ガ常ニ心掛  
ケテ居ル所デゴザイマスガ、特ニ現時ノ如  
キ戰時下ニ於キマシテ、住宅問題ニ絡マル  
社會不安ハ、之ヲ其ノ儘放置スルヲ許サナ  
イノデアリマシテ、此ノ改正案ハ社會不安  
ヲ除カムトスル以外ニ他意ナイノデゴザイ  
マス、政府ト致シマシテモ、善良ナル地主  
家主ガ惡質ナル借地人借家人ノ爲迷惑ヲ蒙  
ムルコトガ少クナイト云フ事實ニ眼ヲ掩フ  
モノデハアリマセヌ、此ノ弊害ハ現行法ノ  
下ニ於キマシテ十分ノ防止スル考デゴザ  
イマス、借地人借家人ニ賃料延滞等ノ債務  
不履行ノアル場合ニ、民法上認ラレテ居ル  
地主家主ノ權利ハ、本改正案ニ依リ些毛制限  
ヲ受ケテ居ラヌノデアリマス、地代又ハ賃料ノ  
不拂アル場合現行法ニ於キマシテハ、地主家  
主ニ或ハ地上權ノ消滅請求權ヲ認メ、或ハ  
契約ノ解除權ヲ與ヘテ居リマストハ御承知  
ノ通りデアリマス、又地主家主ニ無斷ニ、借  
地人借家人ガ賃借中ノ土地建物ヲ他人ニ轉  
貸シ、又ハ賃借權ヲ讓渡致シマシタ場合ニ  
ハ、之ヲ以テ地主家主ニ對抗出来ヌノミナ  
ラズ、却テ地主家主ニ契約ノ解除權ヲ認メ  
テ居リマス、斯様ナ權利ノ行使ニ依リ、地主  
家主ハ十分自己ノ權利ヲ擁護出来ルノデア  
リマス、加之、右ノ如キ場合ハ本改正案ニ  
所謂正當ノ事由ニ該當スルコト勿論デアリマ  
スカラ、地主家主ハ契約ノ更新ヲ拒絶スル  
コトモ、解約ノ申出ヲナスコトモ其ノ自由  
デゴザイマス、又今期ノ議會ニ提案申ノ刑